

みなとオアシス全国協議会 会則

(名称)

第一条 本会は、みなとオアシス全国協議会と称する。

(目的)

第二条 本会は、みなとオアシスの相互の情報交換等を行うことにより、みなとオアシスの個性豊かな発展を目指すとともに、あわせて、みなとまちづくりを進めることを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、第二条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- 一 みなとオアシス相互間の情報と意見の交換
- 二 行政等関係機関に対する要請活動
- 三 全国のみなとオアシスの振興に関する事業
- 四 前各号のほか、本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第四条 本会の会員は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

- 2 正会員は、全国の「みなとオアシス」の設置者及び運営者の代表者とする。
代表者とは所属団体が代表と認める者とする。
- 3 賛助会員は、本会の目的に賛同する団体及び個人とする。

(役員)

第五条 本会に理事二十人以内を置き、そのうち一人を会長とする。

- 2 会長は理事の互選により選任する。
- 3 理事は、総会において正会員の中から選任する。

(役員の責務及び任期)

第六条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の協議に基づき、本会の業務を執行する。
- 3 理事の任期は二年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 理事は任期が満了した後、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

(事務局)

第七条 本会の事務局は、一般社団法人ウォーターフロント協会内に置く。

- 2 事務局は、本会の運営に必要な事務を行う。

(総会)

第八条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。

2 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- 一 会則の変更
- 二 事業計画
- 三 事業報告
- 四 会費
- 五 前各号に掲げる事項のほか、本会の運営に関する重要事項

3 通常総会は毎事業年度一回開催する。

4 総会の議長は、会長をもって充てる。なお、会長がやむを得ない理由のため総会に出席できない場合にあっては、会長があらかじめ指名する理事が、その職務を代理する。

5 一のみなとオアシス（設置者又は運営者が正会員であるものに限る。）は、各一個の議決権を有するものとし、みなとオアシスの設置者及び運営者は共同して議決権を行使するものとする。

6 総会は、出席者が保有する議決権の数が、総議決権数の過半数に達しなければ、開会することができない。

7 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、行使された議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知した事項について書面をもって表決し、又は他の出席者を代理人として表決を委任することができる。

9 前項の規定により議決権が表決された場合にあっては、第六項の適用については、当該議決権を有する者が総会に出席したものとみなす。

10 賛助会員は、総会において意見を表明することができる。

(理事会)

第九条 理事会は、会長が必要と認めるときに開催する。

2 理事会は、この会則に定めるもののほか、次に掲げる事項について審議する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 前各号に掲げる事項のほか、会務の執行に関する事項

3 理事会の議長は、会長をもって充てる。なお、会長がやむを得ない理由のため理事会に出席できない場合にあっては、会長があらかじめ指名する理事が、その職務を代理する。

(入会・退会)

第十条 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、会長に申し込むものとする。

2 賛助会員として入会しようとするものは、理事会の議決により、その入会に関し承

認を得るものとする。

3 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(会費)

第十一条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 本会の事業及び運営に要する経費は、会費をもって充てる。

(会員の資格の喪失)

第十二条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

ただし、第四号の事由による資格の喪失は、総会の議決によるものとする。

- 一 みなとオアシスとしての認定の取り消しを受けたとき
- 二 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- 三 複数年度にわたり会費を滞納したとき
- 四 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(事業年度)

第十三条 本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

(細則)

第十四条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の審議を経て、会長がこれを定める。

附 則1

第一条 この会則は設立総会の日（平成二十一年十月十七日）より施行する。

第二条 会則第六条第三項の規定にかかわらず、設立総会の際に選任された理事の任期は、平成二十三年三月三十一日までとする。

第三条 会則第十一条の規定にかかわらず、当分の間、本会の事業及び運営に要する経費は、一般社団法人ウォーターフロント協会がみなとまちづくり研究会に要する費用の一部として支出するものとし、会費は徴収しない。

附 則2

改正後の会則は、平成二十二年十一月十三日より施行する。

附 則3

改正後の会則は、平成二十五年八月二十三日より施行する。

附 則4

改正後の会則は、平成三十年八月二十四日より施行する。